

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業として社会的責任(CSR)を果たし、株主やお客さま、お取引先、従業員など様々なステークホルダーから信頼され、評価されること
が、事業競争力並びに企業価値の向上に不可欠であると認識しております。

このような認識のもと、当社は経営上の重要な課題の一つであるコーポレート・ガバナンスの充実とともに経営の健全性・透明性の確保に努め、
的確な経営の意思決定とそれに基づく迅速な業務執行、並びに適正な監督、監視、牽制機能を充実するための内部統制システムの整備・強化に
努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大和ハウス工業株式会社	21,428,616	63.28
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	568,300	1.68
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	402,207	1.19
時津 昭彦	319,700	0.94
山路 孟	287,200	0.85
久保 修三	239,500	0.71
株式会社長府製作所	185,000	0.55
服部 圭司	181,000	0.53
佐々木 順一	173,300	0.51
株式会社伸和エージェンシー	155,500	0.46

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

大和ハウス工業株式会社 (上場:東京) (コード) 1925

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3月

業種 不動産業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社及びそのグループ会社との取引金額ないし取引条件の決定方針については、市場価格等を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

大和ハウス工業株式会社は、当社の議決権の64.2% (間接所有0.9%を含む。)を所有する親会社であります。

当社は、2013年4月16日付で同社との間で資本業務提携契約を締結しております。

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、大和ハウスグループ(同社及び同社の関係会社)との間において、新築マンション分譲における共同事業等の取引関係及び債務の被保証の関係がありますが、当社は親会社による事業上の制約等はないと認識しており、自主性・独立性を確保しながら、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。

また、当社と同社との間では、非常勤取締役2名の受け入れはございますが、独自の経営判断を妨げるものではなく一定の独立性が確保されております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岡田 賢二	他の会社の出身者													
吉田 高志	公認会計士													
白川 純子	弁護士													
島 宏一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」、
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

岡田 賢二				<p>伊藤忠商事株式会社において長年にわたって建設・不動産部門の責任者として事業を遂行され、豊富な経験と見識を有しておられること、また、伊藤忠エネクス株式会社の代表取締役を現任されており、当社の経営全般に対し有効かつ的確な助言をいただけると判断し、選任しております。</p> <p>当社との間に意思決定に影響を与える取引関係は無く、独立役員としての公正・中立な立場を保持しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
吉田 高志			吉田氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身者であります。	<p>公認会計士として会計の専門的知識を有し、客観的立場から当社の経営についての助言をいただけると判断し、選任しております。</p> <p>当社との間に意思決定に影響を与える取引関係は無く、独立役員としての公正・中立な立場を保持しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
白川 純子			白川氏は、1986年4月1日より1989年6月30日までの間、当社使用人として勤務しておりました。	<p>弁護士として法的な専門知識と経験を有し、法律の見地から重要事項について有効かつ的確な助言をいただけると判断し、選任しております。</p> <p>当社との間に意思決定に影響を与える取引関係は無く、独立役員としての公正・中立な立場を保持しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
島 宏一			島氏は、当社の取引先である株式会社リクルートホールディングスの出身者であります。	<p>長年にわたって大手情報会社において幹部として事業を遂行され、豊富な経験と見識を有しておられること、また、複数の企業の社外役員を現任されており、当社の経営全般に対し有効かつ的確な助言をいただけると判断しております。</p> <p>当社との間に意思決定に影響を与える取引関係は無く、独立役員としての公正・中立な立場を保持しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、監査等委員会の指揮命令下に内部監査部門を置き、内部監査計画を策定し、その計画に基づき、各部門並びに各関係会社における業務全般に関し、手続きの妥当性や法律・法令の遵守状況等について内部監査を実施し、業務改善に向けた具体的な助言・勧告等を行い、内部統制の有効性の向上に努めております。

監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受けるほか、必要に応じて調査を求め、または具体的に指示を出すなど、監査を実効的に行うために必要な情報を収集・活用するため内部監査部門と日常的に連携を取り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制

を構築しております。また、監査等委員会は会計監査人から四半期ごとの監査結果報告を受けるとともに、情報交換を行うなど、相互の連携強化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	2	2	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	2	2	4	0	0	社内取締役

補足説明 [更新](#)

指名報酬委員会は取締役会より選任され、代表取締役社長と社外取締役2名及び取締役(監査等委員)3名で構成されており、取締役会の諮問に応じて取締役の選任、解任、報酬等にかかる事項、及びその基本方針、基準に関する事項等について審議し、取締役会に対して答申を行っております。

なお、指名報酬委員会は、指名委員会及び報酬委員会の双方の機能を担っているため、委員会の名称及び構成人数を同一の記載としております。

【独立役員関係】

独立役員の数 [更新](#)

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役4名全員を独立役員に指定しております。

また、社外取締役を選任するための独立性については、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に準拠し、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本方針としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、経営者である取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、将来の企業価値向上を図ることを目的として、業績連動型報酬制度を導入しており、当該報酬として支給する賞与については、業績との連動強化を狙いとして、調達金利が低減していることから営業外損益を含まない当社単体営業利益を基準としております。

また、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。)に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

前事業年度における当社の取締役に対する報酬は下記のとおりであります。
・取締役(監査等委員を除く。)(社外取締役を除く。)に支払った報酬 205百万円
・取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。)に支払った報酬 18百万円
・社外取締役に支払った報酬 18百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、「基本報酬」と「賞与」並びに「譲渡制限付株式報酬」で構成されております。役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針は、「基本報酬」については、他社水準等を考慮の上、業績に見合った額を固定報酬として支給することとしており、「賞与」については、業績との連動強化を狙いとして、調達金利が低減していることから営業外損益を含まない当社単体営業利益を基準に業績連動報酬として支給することとしております。なお、社外取締役については業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみを支給しており、業績による変動要素はございません。

また、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行役員を除く。)に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とし、譲渡制限付株式報酬制度を、2019年6月21日開催の第50期定時株主総会の決議により導入しております。

取締役(監査等委員を除く。)及び取締役(監査等委員)に対する報酬等については、報酬方針、配分体系及び運用における客観性及び透明性を確保するために設置している指名報酬委員会の答申を受けた上で、取締役会が決定しております。

なお、2015年6月23日開催の第46期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額5億円以内(ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、また社外取締役分は年額60百万円以内、また監査等委員である取締役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。また、2019年6月21日開催の第50期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額25百万円以内(ただし、最大で、3年分累計75百万円以内を一括して支給できるものとします。)と決議いただいております。

【社外取締役のサポート体制】

経営企画部に、社外取締役の職務を補助する使用人(兼務)を配置し、事前に取締役会議案等の関係資料を提出しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 業務執行及び監査・監督の状況

< 会社の機関の基本説明 >

[取締役会]

取締役会は、取締役(監査等委員を除く。)9名及び取締役(監査等委員)3名で構成されており、経営の基本方針及び法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、並びに取締役の職務の執行を監督する機関として、原則月1回開催しております。

[監査等委員会]

監査等委員会は、常勤監査等委員1名と、非常勤の監査等委員である社外取締役2名で構成されており、社外取締役2名は、弁護士及び公認会計士を選任しております。監査等委員は、取締役会などの重要な会議に出席するほか、毎月の定例監査等委員会並びに必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査等に関する重要事項につき協議を行い、職務執行の適法性、妥当性に関するチェックを行うとともに、会計監査人との連携を図り、適宜弁護士からアドバイスを受けております。

また、各関係会社の監査役との間で、グループ監査情報連絡会において、連携強化に努めております。

[指名報酬委員会]

指名報酬委員会は取締役会より選任され、代表取締役社長と社外取締役2名及び取締役(監査等委員)3名で構成されており、取締役会の諮問に応じて取締役の選任、解任、報酬等にかかる事項、及びその基本方針、基準に関する事項等について審議し、取締役会に対して答申を行っております。

[常務会]

常務会は、上席執行役員(社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員)6名で構成されており、経営及び事業における一定以上のリスクを伴う重要事項について協議・決定する機関として、原則週1回開催しております。

[経営会議等]

取締役会における経営に関する重要事項の決定等を受け、業務執行に係る重要事項につきましては、多面的な検討を行うとともに迅速かつ確かな経営判断を事業活動に反映するために、役付執行役員等により構成される「常務協議会」にて検討・審議を行っております。また、執行役員等により構成される「経営会議」にてこれら重要事項の伝達や関連情報の共有を行うこととしており、いずれも原則週1回開催しております。

また、役付執行役員及び各事業部・部門の組織長等により構成される「戦略方針確認会議」にて、事業環境の予測、マクロ市場動向の意見交換、エリア別の市場変化、各事業の戦略等を確認・共有しており、原則6ヶ月に1回開催しております。

さらに、当社の主力事業である不動産販売事業においては、担当役員等により構成される各本部会において、事業用地の仕入れ、建築プラン、及び販売戦略等に関する詳細な検討・審議をプロジェクト毎に行うこととしており、原則週1回開催しております。

< 社外取締役の機能および役割 >

社外取締役は、会社の最高権限者である代表取締役などと直接の利害関係のない有識者や経営者から選任し、当社の業務執行に携わらない客観的な立場からの経営判断を受けることで、取締役会の監督機能の強化を図っております。また、社外取締役である監査等委員は、監査体制の独立性を高め、客観的な立場から監査意見を表明することで、当社の企業統治の有効性に大きく寄与するものと考えております。

< 責任限定契約の内容 >

当社と各社外取締役および常勤監査等委員とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

2. 会計監査の状況

(監査法人の名称)

有限責任監査法人トーマツ
〔継続監査期間〕
7年
〔業務を執行した公認会計士〕
岡本 健一郎
桂 雄一郎
〔監査業務に係る補助者の構成〕
公認会計士2名・その他7名

なお、当社の監査法人であった有限責任監査法人トーマツは2020年6月23日開催の当社第51期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりました。これに伴い、当事業年度の会計監査から新たにEY新日本有限責任監査法人が会計監査人として選任されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査等委員会設置会社であり、これは、議決権を有する監査等委員である取締役(複数の社外取締役含む)により、取締役会の監督機能をより一層強化することで、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる拡充を図り、より透明性の高い経営の実現を目指すものであります。取締役(監査等委員である取締役除く。)9名のうち社外取締役が2名、取締役(監査等委員)3名のうち社外取締役が2名で構成されており、社外役員における、より専門的な知識・経験や情報による助言機能及び客観的な立場による監督機能が十分期待できる体制となっております。またグループ各社との間でグループ監査情報連絡会を設置しており、グループ経営の監視機能につきましても十分に機能する体制が整っていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。 招集通知を法定期日(株主総会開催日2週間以上前)より前に発送するとともに、発送日に先立ち、当社ホームページ及び東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」に早期開示しております。
その他	当社グループの業績内容や対処すべき課題等について、画像等を交えてご説明しております。 議決権の行使に関しましては、議決権行使書の郵送の他、インターネットによる事前の議決権行使を行うことができるようにしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ(https://www.cigr.co.jp/irinfo/disclosure/index.html)上において、ディスクロージャーポリシーを公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月に機関投資家・アナリスト向け決算説明会を実施し、代表取締役社長及び経営管理本部長が決算内容や事業の概況並びに今後の中期的な事業展開等について説明しております。(新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度において説明会は実施せず説明動画の配信を実施)	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(https://www.cigr.co.jp/irinfo/index.html)上において、IR資料として、決算短信、決算説明資料並びに有価証券報告書等を掲載し、タイムリーな情報開示に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR管轄部署は経営企画部が担当し、IR担当者を配置するとともに関連各部署と連携し、グループの重要な情報を把握するとともに、正確、迅速、公平に情報開示する体制の構築に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、当社グループとしての「コスモスイニシアグループ行動憲章」を制定し、各ステークホルダーに対する行動指針を定めており、遵守、徹底に努めております。また金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」の体制整備を含め、グループ全体における内部統制システムの構築、維持、強化を目的に内部統制室を設置し、経営の健全性、透明性、効率性の向上という観点から、内部統制及びコーポレート・ガバナンスの充実に引き続き努めてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、Mission(存在意義)を「Next GOOD」お客さまへ、社会へ。一步先の発想で、一步先の価値を。」と定め、「一步先の発想」で実現するCSVテーマとして6つのNext(安心・快適・持続・独創・環境・公正公平)を掲げております。 すべての経営活動において、CSVを実践することで、社会的価値の創出に取り組んでおります。 実施してきた各施策のレビューを踏まえ、環境保全やサステナビリティを巡る課題に対し積極的に取り組んでまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

< 内部統制システムについての決定内容 >

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、以下のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任を果たすため、グループ行動憲章を策定し、当社並びに当社グループにおける全役職員に周知徹底させる。
 - (2) 管理部門にコンプライアンス担当部署を設置し、企業活動の健全性を確保する。
 - (3) コンプライアンスBOX(コンプライアンス相談窓口)を設置し、当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、当社グループの職員が取締役会又は取締役会の指名する者へ直接情報提供を行う手段を設ける。
 - (4) 内部監査部門は、監査計画を策定し内部監査を実施する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存、管理及び廃棄に関する文書管理規程を策定する。
情報セキュリティに関する規程を定め、情報保存の安全性を確保する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスクの防止および会社損失の最小化を図るためリスク管理規程を定め、リスクに関する措置、事故発生時・クレーム・緊急事態に対応する体制を整備する。
 - (2) グループリスク管理委員会を設置し、各事業部、子会社におけるリスクの抽出、評価、対応策の検討を行い、事例の周知により再発防止、必要な教育・啓蒙を行う。
 - (3) 投資予算管理、投資ルール管理、当社事業の遂行にかかるリスクの把握及びリスク解消の追跡等を行う部署を設置し、事業部門から独立してリスクの管理を行う。
 - (4) 各部門は、それぞれの業務についてガイドラインやマニュアルの策定等を行い、担当業務に関するリスクの管理を行う。特に事業部門においては、統括する部署を設置し、事業活動に関するリスクの管理を行う。
 - (5) 反社会的勢力には、企業として毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たない。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 中期経営計画等の全社的な目標を定め、当社及び当社グループとして達成すべき目標を明確にする。
 - (2) 意思決定プロセスの簡素化等及び取締役の担当職域や職務権限の明確化等により意思決定の効率化を図る。
 - (3) 重要な事項については経営会議等を設置し、十分に協議を行った後に意思決定を行う。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・グループ行動憲章を定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
・関係会社管理規程を定め、当社グループにおける業務の適正を確保する。
・コンプライアンスBOX(コンプライアンス相談窓口)を設置し、当社グループの役職員が適切に情報提供を行う手段を設ける。
・当社グループにおけるコンプライアンス体制について、内部監査を実施する。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体でリスクの把握、管理に努める。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・中期経営計画等を定め、達成すべき目標を明確にする。
・関係会社管理規程に基づき、子会社等の経営管理を行う。
 - (4) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
業務の執行状況及び重要な事項について報告を求めると共に、内部監査等によるモニタリングを行う。
 - (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社及び当社グループにおける財務報告の信頼性の確保に向け、「財務報告に係る基本方針」を定め、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応する。
6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
内部監査部門に属する使用人を監査等委員会の職務を補助する使用人とする。
7. 前項の取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当社の監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
内部監査部門を監査等委員会の直轄とし、監査等委員会の職務を補助する使用人(監査等委員会スタッフ)の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。
・法務担当部署は、係属中の訴訟等の一定の事項が記載された報告書を監査等委員会へ提出する。
 - (2) 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
・当社グループの内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。
9. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・監査等委員会に報告した者は、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
10. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査に必要な費用を予め予算として計上する。
- ・社内規程において、監査費用の前払い又は償還の手続、その他の費用の処理に関する手続を定める。

11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、内部監査部門を指揮命令下に置き、監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的に指示を出し、監査を実効的に行うために必要な情報を収集・活用する。

< 内部統制システムの運用状況の概要 >

前事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンスに関する取組

- ・法令・ルールを遵守することはもとより、公正・公平さや高い倫理観を持って行動をするため、コスモスイニシアグループ行動憲章を定め、全役職員に対する周知を継続しております。
- ・法令違反、不正行為の未然防止及び早期発見を目的として、コンプライアンス相談窓口(社内及び社外第三者)を設置し、運用すると共に、従業員に対する周知を継続しております。
- ・全従業員を対象とするコンプライアンス研修を実施し、法令遵守の徹底及びコンプライアンス意識の啓蒙を図っております。

2. リスク管理に対する取組

- ・リスク管理規程を定め、リスクに関する措置、事故発生時の対応、事件処理後の報告体制などについて、従業員へ周知しております。
- ・当社代表取締役を委員長とし、各事業部、子会社の責任者を委員として構成する「グループリスク管理委員会」を開催し、各事業部、子会社におけるリスクの抽出、評価、対応策の検討を実施しております。(前事業年度は12回開催)

3. 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組

- ・取締役会は、業務執行取締役5名、社外取締役2名、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)を含む12名で構成されております。取締役会は前事業年度に13回(別途書面決議1回)開催し、各議案の審議、経営方針及び経営戦略にかかる重要事項の決定、並びに業務執行の状況を監督いたしました。
- ・中期経営計画を策定し、同計画に基づき各事業部門の方針及び業績目標を明確にし、社内でも共有すると共に、その進捗状況について定期的に取締役会に報告し、必要に応じて対策検討ができるようにしております。

4. 当社グループの業務の適正を確保することに対する取組

- ・当社グループの子会社の経営管理につきましては、主管部門にて子会社の経営管理体制を整備、統括すると共に、関係会社管理規程に従い子会社から当社の主管部門に事前に承認申請又は報告を行っております。
- ・内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。

5. 監査等委員の職務の執行について

- ・監査等委員会は、常勤の監査等委員1名、社外取締役である監査等委員2名によって構成されています。このうち、吉田高志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ・監査等委員は、取締役会などの重要な会議に出席するほか、毎月の定例監査等委員会並びに必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査等に関する重要事項につき協議を行い、職務執行の適法性、妥当性に関するチェックを行うとともに、会計監査人との連携を図り、適宜弁護士からアドバイスを受けております。また、各関係会社の監査役との間で、グループ監査情報連絡会において、連携強化に努めております。
- ・常勤の監査等委員は、常務会、経営会議、グループリスク管理委員会などの重要な会議に出席し、取締役及び執行役員などから業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループにおいては、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断しており断固たる姿勢で対処することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1)「取引先管理規程」等の社内規程を定め、反社会的勢力排除に関する基本的な考え方及び具体的な対応に関してはマニュアル等を整備し、対応手順を明確にしております。
- (2)平素から警察、公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部専門機関等と連携するとともに、反社会的勢力に関する情報収集に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、当社の基本理念、経営方針を実現するために策定された「コスモスイニシアグループ行動憲章」において、すべての株主・投資家等に対して経営内容・事業活動状況等の企業情報を関係法令に従い、適時・適切に情報開示を行うことを規定し、これを遵守することにより当社の経営状況および企業活動についてご理解を頂けるよう努めております。

【会社情報の適時開示に係る社内体制】

当社では、当社及び子会社において内部情報が発生した場合には、各部門長及び子会社の責任者が情報取扱責任者である経営管理本部 本部長に速やかに報告することとしております。

情報取扱責任者は、情報管理に努める一方、代表取締役社長へ報告を行い、経営企画部、経理財務部及び総務部・人事部において、「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」および関係法令に基づき、適時開示の必要性について協議・検討を行い、開示の判定を行っております。

開示判定後、開示の必要性がある決定事実および決算に関する情報については常務会の決議後に、また、開示の必要性がある発生事実に関する情報については速やかに開示手続きを行っております。



